

※令和4年2月以降に臨時特別給付金を受給した世帯には、再度支給されません。



【令和4年7月1日以降版】

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

令和4年度 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

魚津市が確認書または申請書を受理した日から2週間後が目安です。
確認書は7月末から8月上旬にかけて順次発送します。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

7月末から8月上旬にかけて
順次確認書が届きます（要返信）

申請期間：令和4年7月1日（金）
～令和4年10月31日（月）

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年7月1日（金）
～令和4年12月28日（水）

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

詳しくは裏面「II」へ

初回の支給日は8月中旬以降を予定しています。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

※令和4年2月以降に臨時特別給付金を受給した世帯には、**再度支給されません。**

給付金の支給手続き

I-① 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

○令和4年2月に、魚津市より「確認書」を送付しております。

支給要件を満たしていながら、まだ申請されていない場合は、早急にお手続きください。
書類を紛失した場合、対象となっていたか不明の場合等は、お気軽にお問い合わせください。

○再送付の予定はありませんので、ご注意ください。



I-② 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

(1) **世帯の全ての方が**、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

- 基準日(令和4年6月1日)時点で魚津市にお住まいで対象となる場合、世帯主様あてに、給付内容や確認事項が書かれた「確認書」が届きます。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、**返信してください。**



○令和4年度に新たに世帯の全ての方が非課税となった世帯主あてに送付されます。



(2) 令和4年6月1日時点で魚津市にお住まいで、世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、魚津市へご提出ください。

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 家計急変世帯の対象世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、令和4年1月以降の任意の1ヶ月の収入が住民税非課税相当と見なされた世帯です。



申請書のダウンロードはこちらから

※1 住民税非課税となる月額給与収入の目安(例)は下記のとおりです。

単身世帯	2人世帯 (内1人扶養の場合)	3人世帯 (内2人扶養の場合)
7.75万円以下	11.4万円以下	14.0万円以下

新型コロナ感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



お問い合わせ

魚津市社会福祉課 臨時給付金窓口
魚津市釈迦堂1丁目10番1号
受付時間 平日9:00~17:00
TEL 0765-22-3273
TEL 0765-23-1077